

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 人 少 発 第 6 4 号
佐 本 生 企 発 第 1 6 9 号
令 和 8 年 3 月 2 3 日

各 警 察 署 長 殿

有 効	令和11年3月31日まで
人少企画・指導係	

生 活 安 全 部 長

子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた被害発生に係る
旅館・ホテル等及びラブホテル等への対策の推進について（通達）

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）記載の「児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策の強化」については、現在、各警察署において、「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた旅館・ホテル等との連携の推進について（通達）」（令和4年7月1日付け佐本人少発第144号。以下「令和4年7月通達」という。）及び「子供の性被害（児童の性的搾取等）の撲滅に向けた被害発生に係るラブホテル等への対策の推進について（通達）」（令和5年2月16日付け佐本人少発第25号ほか。以下「令和5年2月通達」という。）等に基づき、それぞれ推進中である。

このような状況の中、令和7年中における旅館・ホテル等（以下「一般ホテル等」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号に定める施設（以下「ラブホテル等」という。）を被害場所とする児童買春事犯等（児童買春（児童買春・児童ポルノ禁止法）、淫行させる行為（児童福祉法）、みだらな性行為等（青少年保護育成条例）、児童を主たる被害者とする不同意性交等及び不同意わいせつ）の被害については、昨今の不同意性交等や不同意わいせつの検挙件数の増加等に伴い、引き続き看過できない状況にあることから、各警察署においては、管内の実情等を踏まえつつ、下記のとおり子供の性被害の撲滅に向けた実効性のある対策を推進されたい。

なお、令和4年7月通達及び令和5年2月通達は廃止する。

記

1 被害が発生した一般ホテル等・ラブホテル等に関する実態把握

人身安全・少年課は、刑法犯検挙情報票（刑法犯認知情報票）及び特別法犯検挙情報票により児童買春事犯等の検挙状況を抽出した上、具体的な事件概要を検挙警察署に問い合わせるなどして、実際に被害が発生した一般ホテル等・ラブホ

テル等の所在地や被害発生時間帯等を把握するとともに、当該ラブホテル等に関する過去の立入り実施状況や行政処分歴等についても確認すること。

- 2 被害が発生した一般ホテル等・ラブホテル等に対する措置、再発防止の指導等
人身安全・少年課は、上記1により把握した情報を被害が発生した一般ホテル等・ラブホテル等の所在地を管轄する警察署に提供し、提供を受けた管轄警察署は、被害の再発防止のため、以下の措置を行うこと。

- (1) 情報共有・注意喚起

実例に則した犯行手口・発生場所・発生時間帯等の具体的な情報を共有した上で、適切な注意喚起を行うこと。

- (2) 年齢（身分）確認

児童単独での宿泊や保護者ではないと思料される成人との同行が確認された場合は、可能な範囲で年齢（身分）や関係性等を確認した上で、各種違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められる場合には、利用を拒否する、又は警察へ通報するよう依頼すること。

特にラブホテル等については、18歳未満の者を客として立ち入らせないよう、18歳未満と疑われる者が立ち入ろうとするなどした場合には、年齢（身分）確認を徹底するよう指導すること。

- (3) 従業員に対する指導

従業員が性被害等の兆候（児童等の不審な行動・様子等）を認知した際、積極的な声かけや警察への通報等ができるように、従業員に対する指導を行うよう依頼すること。

- (4) 施設内外における防犯体制の強化

ロビー・廊下・エレベーター・駐車場等、施設内外の防犯カメラの設置状況やカメラの画質・角度・画像の保存期間を確認し、必要に応じてカメラの設置や画質・角度・画像の保存期間の改善、死角対策等を促すこと。

また、映像の保存や提供等、警察の捜査への協力についても依頼すること。

- (5) 助言・指導

不適切な対応や防犯体制の不備が確認された場合には、当該ホテル等の営業を営む者（管理者を含む）に対し改善に資する助言や指導を行うこと。

- (6) ラブホテル等に対する報告の要求又は立入り

ラブホテル等の営業を営む者又は営業所に対して風営法第37条に基づく報告の要求又は立入りを実施し、その際、18歳未満の者の立入りを禁止する旨の表示がない等の違反が認められる場合は行政処分を検討すること。

- 3 実施上の留意事項

上記措置及び再発防止の指導等（上記2(6)を除く）については、当該ホテル等の営業を営む者（管理者を含む）に自主的な取組を促すものであり、法令上新たな義務を課すものではないことに留意して実施すること。